

被災したあなたを助けるお金とくらしの防災教育。

弁護士・博士(法学)・岩手大学地域防災研究センター客員教授・ 北海道大学公共政策学研究センター上席研究員

策上

想像を絶する悩みと不安で溢

れ

7

それはリーガル・ニーズや法 の課題に他ならなかった。 波で家が流され、

\$

失った。 津

61

ったいこれからどう

財

深産も仕

けば良

61

0)

か

害直後

から何度となく耳にしてきた

これらの声

は、

弁護士が災

災者の

す

建法被

11

レ

IJ

岡本

ĮΈ

災 かかわり 火害と法 律と 政策

の

1

被災者の が救えることを直ちには想像し難 動におい 繰り返している。 かもしれ 景を思い を通じて目の当たりにした凄惨な情 津波被災地、 役立つのだろうか。 構内視察、 や公共政策 悲痛な声に耳を傾 起こし、 法律により被災者 近年の災害現場支援等 しかし、 災害直: 自問と試行錯誤を 知 原子力発電所 H 恵は災害 災害直 後の救助活 本大震災の けると、 後 0) 命 0 13

は、

主に4つのミッションを掲

災害復興法学

2012年

た

被災地における弁護士無料

法

ズ律

相

談事例

から、 傾向

被災者の

=

や課題を詳

細

に



行 三重県地方自治研究センタ 三重県津市栄町2丁目361番地 ⑷厨三重地方自治労働文化センター内 TEL059-227-3298 FAX059-227-3116 http://www.mie-jichiken.jp/ info@mie-jichiken.jp

お

東日本大震災における主な相談内容 (宮城県石巻市) 2011年3月~2012年5月 (3,481件)

波に襲われた。 命をとりとめたが、 族はどうなるのか。 やって生きてい

新築した自宅の住宅

自宅や農地は津

絶望的だ」

ーンも数千万円残って

いる。

支払

を続

けるには限界だ。

事業を考え

は選択できな

61

先が見え

相続等	19.5%
震災関連法令*1	18.4%
不動産賃貸借(借家)	18.0%
住宅・車・船等の ローン・リース	10.3%

*1 各種支援制度に関する問い合わせなど

強

熊本地震における主な相談内容 2016年4月~2017年4月 (12,284件)

不動産賃貸借(借家)	20.3%
工作物責任相隣関係*2	15.4%
住宅・車等の ローン・リース	13.7%
公的支援・行政認定等	12.4%

*2 近隣住民とのトラブルなど

(岡本正著『災害復興法学』『災害復興法学 II』 慶應義塾大学出版会刊より引用)

[2]これまでの法律

や制

度

課

題

を

法改正

立などの

政 0

策

提

言

けること

東日本大震災(宮城県石巻市)と熊本地震(熊本県全体)のリーガル・ニーズの概況。弁護士の 無料法律相談事例から特徴的な内容を約20類型に分類し、相談数に対する類型数を算出した。

3

出 ル・ニーズに応じたオー 援から取り残されている被災者に 羅的に把握 めて聞くことができた声だった。 被災者の 当すため は、 情 報整 がアウトリーチし 生 活再建を求める声に応えるため 既存の法制度による支援を網 の希望の光となる情報 声 理提 建 供支援を行 絶望から 一人ひとり 固 た結果、 ダー 根 歩を踏 の リ う Ĺ 拠 メ で 1 は 13 か 1 あ な K 弁 Z ガ

であ る。 確 多 たる くは、 情 報 支

析を担当した経験から得た教訓を将 がきっかけである。 来に繋ぎたいと考えて、 それらをもとにした立法提言活 た学術分野であり、 慶應義塾大学で講座をはじめ 上の弁護士無料法律相談事例 験をふまえて筆者が提唱・ 災者法律相談事例 東日本大震災から1年間で4 災害復興法学は、 細 は 『災害復興

八法学』

等参

照

方件

0

分

教育活動

であ

創

設 動 東 日本大震

0

分析研

究

2

災

害

復

興 法学

の

誕

生

策提 災害復興法学では、 災害時に備えて、 立つ エンスな人材を作るために、 防災教育や組織安全改革を行 声を無駄せず将来へ活 が生まれる過程を記録 言をし レジリエンスな人材を作 法 度知識を学び、 7 こう 災害に強 生 災 活 か

害

|将来の災害に備えて、 、政策の手法を伝承すること 新 たな Ļ 公 制

を実施すること 生活再建に に役

ている。ログラムを実践しよう」と呼びかけの知恵をあらかじめ学ぶ防災教育プ

3. 危機管理「法務」のプロ

危機にあってこそ法律を理解する と活再建、事業再生等が加速する。 と活再建、事業再生等が加速する。 とこでは、災害復興法学が注目する分野から、自治体の首長、行政職 員、議員、支援に関わる民間企業や 関係団体等にとって特に関係性が強 する(詳細は『災害復興法学Ⅱ』等 する(詳細は『災害復興法学Ⅱ』等

①災害救助法の徹底活用

救助事務取扱要領」(内閣府) 費弁償の基準」(一般基準、平成25 助の種類(避難所開設、 救助活動ができるよう法整備されて められている。都道府県等が権限と 表されている。法令に基づく体系 救助の程度、方法及び期間並びに実 が書き込まれた「災害救助法による 活必需品の供与等)と、費用の目安 いる。これを受けて最低限の災害救 災害救助メニューは災害救助 あるからこそ、災害直後から行政が 責任の主体となり、 速に活動できるのである。 内閣府告示228号) や、「災害 大規模災害で自治体が実施 食料や水の供給、 国の予算を得て 応急修理、 仮設住宅供 心すべき 助法に定 が公 生

の長期化など、一般基準だけでは十しかし、災害の広域化や避難生活

過去の災害時の先例通知をとり

立ち返って制度を正確に理解した現できない。そこで、法律の趣旨に り、先例通知(事務連絡)等に学ぶ 助事務取扱要領だけを参照しても実 しようとすれば、一般基準や災害救タンダードになりつつある)を達成 によるエコノミークラス症候群や感 早期整備、適温食・介護食など栄養 回る水準で救助の実施が必要であ 所TKB」の整備と言われ、 染症等の防止(これらは通称「避難 のある食事の即時供給、簡易ベッド る。たとえば、 を行うにも、一般基準をはるかに上 いる。災害関連死や新型感染症 分な救助を成しえない事態が続 ことが重要になる。 大を防止するための避難所環境整備 清潔な水洗トイレの 近年ス O

候補を示すとともに、自治体から国と題した通知を発信し、特別基準の環境の整備等について(留意事項)」 いと自治体が判断した時には、一般ば、一般基準で十分な救助ができな 政策法務能力に長けていなかった側で災害救助法を使いこなすという 協議で策定し、十分な予算を確保し 基準を量的にも質的にも上乗せし 協議するように推奨している。 になっている。 た上で災害救助の実施ができるよう た「特別基準」を、国と都道府県の た時には、「避難所の確保及び生活 更なる上乗せの特別基準について 災害救助法と同法施行令によ 国が通知等を出しても、自治体 国側も、災害が起き しか n

> ある。 策法務能力)の差が影響していると 現能力(新たな予算獲得のための政法律を理解し最大限活用した政策実 呼べる場面もしばしば登場するので や支援物資の差というのではなく、 で、「特別基準」が活用されず、自が取れていなかったりといった事情 施する災害救助や福祉部局との連 かったり、自治体の危機管理 まとめたうえでの準備をして 治体格差が生じることが多い。 避難所運営や仮設住宅供給を実 備蓄 部 11 携 局 な

以上を踏まえると、災害救助法の以上を踏まえると、災害救助法の実施の、現土を踏まえると、災害救助法の実施を事業者との災害協定の締結、内閣を事業者との災害協定の締結、内閣や事業者との災害協定の締結、内閣や事業者との災害協定の締結、内閣や事業者との災害協定の締結、内閣や事業者との災害協定の海知・事務連続の理解、過去の国の通知・事務連続の理解、過去の国の通知・事務連続の理解、過去の国の通知・事務連続の理解、過去の国の通知・事務連続の理解、過去の国の通知・事務連続の理解、過去の国の通知・事務連続の理解、過去の国の主になるにあると、災害救助法の以上を踏まると、災害救助法の以上を踏まると、災害救助法の以上を踏まると、災害救助法の以上を踏まると、災害救助法の表情が必要になるだろう。

②災害と個人情報の利活用

支援者をはじめとするいわゆる災害方針や留意点はどうか、避難行動要等へ公表する際の根拠及びあるべきにおける個人情報の取扱いをめぐる問題である。たとえば、関係者からの安否照会へ応答する際にどのようのお前規や留意点があるのが、災害時について救助の重要性からメディアな法的根拠や留意点があるのが、災害時へ公表する際の根拠及びあるべきがよりである。たとえば、関係者からにおいて常に政策との課題災害時において常に政策上の課題

既満する。 概説する。 概説する。 の氏名公表問題を取り上げて ので、個人情報保護法制の理解が極 が、など政策法務能力が試させる場 ので、個人情報保護法制の理解が極 に関心が高まっている災害時の行方 に関心が高まっている災害時の行方 に関心が高まっている災害時の行方 に関心が高まっている災害時の行方 の明者の氏名公表問題を取り上げて の明者の氏名公表問題を取り上げて の明者の氏名公表問題を取り上げて

者など官民の主体が想定される)の察、市町村消防、消防団や家族関係接部隊(国の自衛隊、都道府県警接部隊(国の自衛隊、都道府県警 経過とともに自動的に実施していく 程度の住所)の開示は、一定期間 も行方不明者の個別情報がリアル 来なら、救援部隊の間では少なくと 不可欠になるはずである。 タイムラインを整備しておくこと 特定しうる程度の情報 メディアなどを通じた行方不明者を 命を過度な危険にさらさないため、 者の命を最優先し、 い。そうであれば、救援を待つ被災 には障壁があると言わざるを得な イムで共有されていることが理想だ 救援確率を大幅に下げてしまう。 リソースが分散してしまい、 現実には主体を超えた情報共有 かつ救援部隊の (氏名やある 住民 タ 本の 0)

があるときには個人情報の共有を認例には、緊急時に生命等を守る必要自治体の個人情報保護条例がその取自治体の個人情報保護条例がその取では、個人情報保護法制との整合では、個人情報保護法制との整合

(3)

実践が必要になるだろう。

なかったり、 らつきがあったり、そもそも開示し 方不明者情報の開示時期に相当のば 当然である)。 を受けた市民への配慮が必要なのは である(勿論DV被害者や虐待など 大災害を見れば、多くの自治体で行 る条項があるはずだ。 人情報保護条例を根拠に可能なの 不明者の個人情報の共有もまた、 という事例が極めて多 しかし、これまでの 災害時 の行

るが、個人情報の 体系的に学ぶ機会が少ない傾向にあ なければならない。個人情報分野は 法1条等参照) であることを理解し の権利利益」の保護 理または利用することによる「個人 ばならない。そして、 要な場面であることを理解しなけ する場面も、保護や管理と等しく重 をよく理解し、 ち返る必要がある。まず、 とが課題である。そこで、 葉のイメージが独り歩きしているこ るかという視点こそ重要なはずであ 法務理解を促進する教育プロ の個人情報保護法制にかかわる政 の保護などではなく、 情報保護法制の目的とは、 すべての機関が、 保護法制が存在するそもそも論に立 は、個人情報はいかに「利活用」す いう最優先課題を達成するために 自治体が住民の命を守ると 個人情報を共有開 個人情報保護条例 「保護」という言 災害時と平常時 (個人情報保 そもそも個人 個人情報を管 関係する 個人情 個人情報 グラム

メントとBCP ③津波被災訴訟に学ぶリスクマネジ

なければならないはずである。 は、このような悲惨な犠牲のなかに 決などに至っている事例も多い。ま 害賠償請求訴訟を提起し、 全配慮義務」違反等を理由とした損 や行政機関を相手に、管理者側の「安 こそ、教訓を見出して、将来に繋げ 査検証結果が報告されている。我々 た、裁判とは別に、多数の公的な調 になっている。 校、企業等で多くの方が津波の犠牲 東日本大震災では、 遺族が施設運営企業 公共施設、 和解や判

Р 織安全文化と災害に強い人材を作る のなかにリスクマネジメントやBC 至った。組織の経営戦略や事業戦略 識することが重要であるとの結論に するなかで、経営管理層の法的義務 然災害関連の裁判を分析研究したり 年)の委員を経験したり、過去の自 校防災在り方検討会議」(2020 決を受けて設置された「宮城県学 校の津波犠牲者訴訟の最高裁判所判 ことを提言している。 筆者は、宮城県石巻市立大川小学 (事業継続計画)を位置付け、 組織のリーガルリスクを強く意

関係性を持った相手方に対して負担ている。安全配慮義務とは、一定の 災害か人的事故であるかを問 顧客等の関係者に対して、常に 信義則上の義務のことであり、 している生命や健康を保護するべき 全配慮義務」等の法的義務を負担し 行政機関や企業は、その従業者や わず 自然 安

> とが、まずは肝要である。 者や管理者層は、常に従業者、 担するものである。 部統制システム構築を行って 施設利用者等の関係者の安全を考慮 のである。それを実現するための内 いくことが法律上も要請されている しながら組織運営や企業経営をして すなわち、 いくこ 顧客、

する可能性があることから、どのよ重要な危機の兆候や重要な情報に接 執るべき代表者やリーダー層が不在 教訓として浮かび上がってくる。 策定の上で周知し、事前訓練もして うに組織内でその情報を共有すべき 者層であるかどうかを問わず、 系統のチェックと見直しが不可欠で 代行者への自動的な権限移譲があら 増大する。そこで、トップ不在時の 発生した場合に本来は現場で指揮を 出していく。 を果たすうえで重要なポイントを抽 おかなければならないこと、 にすべての組織構成員にマニュアル をくみ取って行動すべきかを、 か、残されたものがどのように情報 あること、②組織の構成員は、 かじめ決定されていなければなら になってしまうと判断が遅れ危機が どを読み解きながら、安全配慮義務 次に、津波被災者訴訟の裁判例 事業所ごとに組織図や指揮命令 具体的には、①危機が が主 事前 常に 管理 例 な

4

る「知識の備え」プログラム みんなが自分事として学べ

を学ぶことで、 責務を意識させ、 材 育 成 、 そ し て B C P られた教訓は、 貢献できるのではないだろうか。 ておくことが重要である。 以上のように、 や危機管理マニュアルに反 事前の訓練内容や人 組織安全の見直しに かつ克服する教訓 経営管理層 (事業継続 0 (映し 法 得

企業のリスクマネジメント

みえ森林・林業アカデミー「組織経営におけるリスク マネジメント一自然災害訴訟と安全配慮義務に学ぶ組 織の危機管理と安全配慮義務」プログラム(2019年)

識の備え』プログラムの実践につ あなたを助けるお金とくらしの話』 何であろうか。ここでは『被災した 議員等に加え、 て提案したい。 あるいは『生活再建のための法律 て意欲を持てる防災教育や研修とは 企業、地域全体が「自分ごと」とし 防災政策を担う首長、 さらに市民、 行政職員、 家族、

る。 て最大のニーズであり悩み事であ 災害後の生活再建は被災者にと これを助けるのが 「法制・ 度 な

そのものを指摘して行政の賠償責任

は、裁判所は、学校組織のかつての えば、大川小学校津波犠牲者訴訟で

マニュアル策定の不備

を認める判断をしているのであ

8

(ok)

延長や減額も携帯電話料金は支払い期限

うなっ

てしまうか、

どう

いう備

えが

していない場合でも、

被災したらど 実際に被災

度を知ることで、

この

お金」や「くらし」

を支え

لح 木 災 で て何 て入 者 生. あ わ 難 時 自 る。 0 活 で 0) あ 手 5 5 支 7 再 ところ る。 すること 援 建 が 13 か 行なけ 取 制 制 0) 度に 格選 もと 度 知 が を 識 れ

て 0 報 L は受け ても、 災 のである。 情 0) 発信 直 報 後 を 止 自 か 被災者 が 5 め あ 分 そこで、 事と 5 0 たと は れ 少 な そ L L

なる情報を、 せる勇気と希望に 前 を向 防 災教 61 「あら 育とし 7 歩き か

でも

とするための学習プロ が必要になってくる。 知識の備え」 グラ A 0) 実践

入りで解説するハンドブッ 制度が存在していることをイラスト なくなった』『支払いが て絶望の淵にあるかもしれない 活を取り戻す』『被災地の声を見る』 したあなたを助けるお金とくらしの お金の支援』 図は、 いう生活再建ステップを想定し、 の 目: い時々で、 少しでも希望を持てるよう 『はじめの一歩』 次である。大災害で被災し 度に基づく様々な支援策 被災者に役立 『トラブル の解決』『生 できな 貴重 ク『被災 一つ法律

トラブルの解決 お金の支援 4 hapter 2 Chapte 1 6 保険会社や契約内容が 3 3 7 5 地 権利はなくならない。家の権利証がなくな 22 21 20 17 16 23 子どもの権利に配慮を避難所環境と女性や 19 18 災害爰雙をなった。 3年間は返済の必要なし 「関連死」でも受け取り可能 保険診療を受けられる | 写真撮影も忘れずに | 罹災証明書の被害認定では 7 〜災害ADR①〜 災害ADRの紛争は ≥お見舞い金~災害弔慰金①~」 遺族等に最大500万円の **どういうことか** |契約は慎重に 申請を忘れずに 預貯金は引き出せる ADR活用も~災害ADR②~自宅損壊で隣家に被害が出たら 災害援護資金の貸し付け 生活を取り戻す 15 Chapte 14 25 24 29 27 13 30 26 12 10 28 無料法律相談4万件の声が には注意をには注意を ٩ 0 検討しよう A 争心

デ

イ 災害

ア

か 後

5

支援

情

K

P

なかから、 近年の災害におけ る実際

声を防災・減災へ活かす

緩和されることもある)検討しよう

120 116

126

イン ともに、 情報を事前に防災教育として学ぶと けでも記憶に残しておきたい。この 援 ることを強く推奨したい を順番に解説している。 金 被災者支援を踏まえて役立 罹災証明書」「被災者生活 として防災グッズや備蓄品 「災害弔慰金」などは言葉だ 「自然災害債務整理ガイドラ ハンドブックを「備蓄 一つたも 再 「する 建支 とす

> 厚生 だろう。 お金とくらしの話』 育、その他公民館の活用などによる 人材育成、 キルアップ教育、 恵を伝授しておくこと自体が、 会を確保することは、 ていけるか、 ように被災し、 事業継続が成り立つ。 や民間企業は、 できる。 必要か、 また、これらの学びは、 ンス(強靭性)にも直結する。 や職員意識向上に繋がるの 前 大学等高等教育、 防災や災害対応が に近づく。 『被災したあなたを助 主権者教育、 知識の備えの防災教育で لح 金融・マネー教育、 いう想像力を養うこと あらゆる文脈で役立 という知恵を学べる機

福利

ス

が必要になる

v

ジ

ij

工

ン

ス

知

だ。

ゃ

強靭性は、

玉

際連合SD

G s

待

登

その 回

لح

0

展開に期待したい

岡本正著『被災したあなたを助けるお金とくらしの話』(弘文堂) 目次抜粋

相続放棄ができる期限に注意を

の期限が延長に 特別法の発動で行政手続き等

112 108 104 再建支援金を~基礎支援金~住まいの全壊等には被災者生活

被災者生活再建支援金には

ガイドライン②~ 被災ローン減免制度には多くの

支払い猶予措置がある電気・ガス・水道等公共料金も

リーガル-・レジリエンスー自治体発の

0)

プログラム

け

る

であ 興支

る。

·ズを

5

いうダ 極的に政策提言を実施していくこと 制度が存在しなかったら、 それを解決するための適切な法律 が重要である。 かったら、 法制度はあっても運用が適 強靭性あるものへと作りかえて 災害時に被災者の声を聴き すなわち イ ナミックな公共 法制度の改善について 来の危機管理 1] 法制度そのものをよ ガ ル へ活かすと 政 あるい 切では レ 策 ジリ 0 積 な は P T.

> しに寄り添 る発言ができるのは、 するキーワードでもある)。 続可能な開発目 握して 最も声を大きくして説得力 すなわち自治体なの いる災害救助 リー 標 ガ でも複数 や復 被災者のくら ル・ニー

行政機関や企業の

専門家のス

学校義務

図書館情報

教

消費



その後生活再建を

Ū

働き手がどの

組織の

V

ジ

1]

働く人が

て初め

7 関

また、

行政機

段と「自

が

災害後の生活再建に役立つ法制度 災したあなたを助けるお金とくらしの話) を学ぶ四日市防災大学・防災士養成講座 (2020年1月)

プロフィール

銀座パートナーズ法律事務所・代表弁護士・ 博士(法学) 岩手大学地域防災研究センター客員教授

おか ただし **€** ≥ 岡本

慶應義塾大学卒。2003年弁護士登録(第一東京弁護士 会)。内閣府への出向や日本弁護士連合会での災害復興 支援経験から「災害復興法学」を創設。慶應義塾大学等 で講座を展開。産官学の防災・復興・事業継続・人材育成 等に関わる。政府の防災関連委員、総務省地域情報化ア ドバイザー、市町村アカデミー講師、みえ森林・林業アカ ミー講師等も務める。代表著書『災害復興法学』『被災 したあなたを助けるお金とくらしの話』「図書館のための 災害復興法学入門』等多数。